　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東御市　子育て支援課子育て支援係

**保護者のみなさまへ**

**平成29年度私立幼稚園就園奨励費のお知らせ**

東御市では、私立幼稚園に就園しているお子さんをお持ちの保護者の方の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の普及と充実を図るため、保育料の一部を補助する幼稚園就園奨励費補助事業を実施しています。

　補助金の交付を希望する方は、必要書類をそろえて在園する幼稚園を通じて手続きをしてください。

**１　補助金を受けられる方**

（１）東御市に住民登録のある世帯で、満3歳児から5歳児を私立幼稚園に通園させている保護者

（２）平成29年度の市民税の所得割課税額が、別表「補助金基準額一覧表」の基準に該当する世帯

（３）世帯員全員に市税の滞納がないこと

**２　補助金の対象基準と範囲**

（１）補助金の対象基準

補助区分と金額は、**平成29年度所得税の年額**に応じて決定します。

　　なお、対象基準の金額は、**父母（単身赴任を含む）の市民税の所得割課税額の合計額**、または、

　　その他税法上園児を扶養している方（祖父母等）がいる場合は、**父母と税法上扶養義務者の市民税　　　の所得割課税額の合計**となります。**別表「平成29年度　幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額」**と幼稚園に納入した入園料、保育料の合算金額を計算して、金額の少ない方が補助額となります。（バス代、給食費等は対象外です。）

（２）補助の種類

**①国の補助（国庫補助）**

**別表「平成29年度　幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額」**をご覧ください。

**②東御市の補助（市の単独上乗せ補助）**

　世帯内で第３子以降の園児については、該当児の兄弟構成等にかかわらず、基準額を控除した額を限度として補助します。

**３　提出書類について**

**平成29年1月1日現在で東御市に住民登録があった（Ａ）/　なかった（Ｂ）をご覧下さい。**

（Ａ）平成29年1月1日時点で東御市に住民登録があった方

　　　　①申請書「平成29年度　保育料等減免措置に関する調書」

　　　　②平成29年度市町村民税課税証明書（原本）

＊調書の裏面に平成29年度の市民税の「特別徴収税額通知書」または「市民税・県民税納税通知書」（コピー）をのりづけしてください。

＊課税証明書は市民税の所得割額及び、均等割、合計所得額、課税標準額、扶養控

　除等の内訳、住宅借入金等特別控除の措置を受けている世帯は住宅控除額の明記

　してあるものを提出してください。

（Ｂ）平成29年1月1日時点で東御市以外の市町村に住民登録があった方（転入や単身赴任）

　　　　①申請書「平成29年度　保育料等減免措置に関する調書」

　　　　②平成29年度市町村民税課税証明書（原本）

●課税証明書について

＊課税証明書は平成29年1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行を依頼し

　てください。

＊課税証明書は市民税の所得割額及び、均等割、合計所得額、課税標準額、扶養控

　除等の内訳、住宅借入金等特別控除の措置を受けている世帯は住宅控除額の明記

　してあるものを提出してください。

**４　添付書類について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 添付書類 | 発行先 |
| 会社等に勤務し、給与から市民税が引かれている方 | 平成29年度　給与所得に係る「市民税・県民税特別徴収税額決定通知書」  **※紛失等の場合は「所得税・課税証明書」を発行し、添付してください。** | 6月中に勤務先より交付されます。 |
| 個人で会社等を経営している方、または会社等に勤務しているが、他に所得があり、確定申告をしている方 | 平成29年度の「市民税・県民税税額決定通知書」 | 6月中に市役所より郵送されます。 |
| 非課税の方 | 平成29年度の市民税・県民税の「所得・課税証明書」 | 市役所税務課窓口で  交付を受けてください。（実費　300円） |

**５　ひとり親世帯等の特例**

**ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯等で、市民税が77,100円以下の世帯**については補助

限度額が表２のとおりとなります。

　次の手当等を受けている方が同一世帯にいる場合には、それを証明する証書（または、手帳の写しの添付をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 添付書類 |
| 生活保護法に規定する要保護者 | 「生活保護受給者証」の写し |
| 配偶者のいない者で、現に児童を扶養している者 | 「児童扶養手当証書」の写し |
| 身体障害者の手帳の交付を受けた者（在宅に限る） | 「身体障害者手帳」の写し |
| 療育手帳を受けた者（在宅に限る） | 「療育手帳」の写し |
| 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅に限る） | 「精神障害者福祉保健手帳」の写し |
| 特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅に限る） | 「特別児童扶養手当証書」の写し |
| 国民年金の障がい基礎年金の受給者（在宅に限る） | 「国民年金」「厚生年金保険年金証書」の写し |

**６　補助金の決定、支払い方法について**

　＊補助金の額のお知らせや支払いは園を通じて行ないます。補助金の支払いは3月上旬に各幼稚園へ

　　一括して支払う予定です。なお、途中入退園の場合は、月割りの算出となります。

**（月割りによる補助金額の計算式）**

**補助決定額×（保育料の支払い月数＋３）÷１５（百円未満四捨五入）**

　＊満3歳児については、**3歳の誕生月よりの対象**となり、月割りの補助額となります。

**７　その他**

　補助金交付額の算出にあたり、必要に応じて同一世帯内の税務関係資料を閲覧させていただくことが

　ありますが、ご了承ください。

**ご不明な点は**

**「東御市役所　子育て支援課子育て支援係」　（０２６８）６４－５８１４（直通）**

**までお問い合わせください。**

**平成29年度　幼稚園就園奨励費補助金国庫補助額限度額**

**１　階層区分ごとの限度額**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 補　助　限　度　額 | | |
| 第1子 | 第２子 | 第3子以降 |
| Ⅰ | 生活保護世帯 | 308,000円 | 308,000円 | 308,000円 |
| Ⅱ | 市民税非課税世帯 | 272,000円 | 290,000円 | 308,000円 |
| 市民税所得割非課税  （均等割のみ課税）世帯 | 272,000円 | 290,000円 | 308,000円 |
| Ⅲ | 市民税所得割課税額  **77,100円以下の世帯** | 115,200円 | 211,000円 | 308,000円 |
| Ⅳ | 市民税所得割課税額  **211,200円以下の世帯** | 62,200円 | 185,000円 | 308,000円 |
| **上記区分以外の世帯** | | ― | 154,000円 | 308,000円 |

　※階層区分ごとの多子軽減の適用条件

　　①区分Ⅲまでの世帯については、多子計算の算定対象である兄・姉の年齢制限を撤廃し、年齢に

　　　関わらず、多子計算の対象とします。**（保護者と生計を同一とする者）**とします。

　　②区分Ⅴ以上の世帯については、従来どおり**小学校3年生までの兄・姉の数**に応じて負担軽減をし

　　　ます。

**２　ひとり親世帯等の限度額（特例）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | | 補　助　限　度　額 | | |
| 第Ⅰ子 | 第２子 | 第３子以降 |
| Ⅰ | 市民税非課税世帯 | 308,000円 | 308,000円 | 308,000円 |
| Ⅱ | 市民税所得割（均等割のみ課税）世帯 | 308,000円 | 308,000円 | 308,000円 |
| Ⅲ | 市民税所得割課税額  **77,100円以下の世帯** | 217,000円 | 308,000円 | 308,000円 |

**※以上の金額は補助の限度額であり、記載の金額が交付されるものとは限りません。**

**実際に園へ支払った額が上限額となりますのでご注意ください。**